

愛労安発 1101 第 2 号  
令和 3 年 11 月 1 日

愛知県経営者協会  
会長 大島 卓 様

愛知労働局職業安定部長

企業における人材育成の推進に関する要請について

日頃より人材開発施策の推進につきましてご協力を賜り感謝申し上げます。  
人材開発行政においては、すべての人が能力を高め、その能力を存分に発揮できるように、離職者等を対象とする公的職業訓練の実施、労働者の主体的なキャリア形成への支援、企業による人材育成への支援、技能検定等の実施による職業能力評価体制の整備などを進め、労働者の職業能力の開発・向上を支援してきました。こうした取組の認知度を高め、その内容や効果に関する理解を促進するためには、周知・広報活動を通じて、キャリアプランの再設計や学び直しの必要性を啓発し、生涯を通じた能力開発の機運を醸成することが欠かせないところです。

このような考えのもと、厚生労働省では、11月を「人材開発促進月間」、同月10日を「技能の日」とし、多くの関係者の協力を得て、「卓越した技能者（現代の名工）」の厚生労働大臣表彰式等の各種行事や広報活動を展開し、生涯を通じた能力開発及び技能の振興の重要性について、労働者や事業主をはじめとする多くの方々の理解を深めることとしております。

また、少子高齢化による労働供給制約と第4次産業革命と呼ばれる技術革新に対応しつつ、働き方改革を推進するためには、働く方一人ひとりの生涯を通じた能力開発を支援し、生産性の向上を図っていくことも重要と考えます。

このため、厚生労働省としては、人材育成に取り組む企業を対象とした各種助成金の支給、ポリテクセンターに設置しています生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練、ものづくり分野のオーダーメイドによる在職者向け訓練、人材育成施策の基盤であるジョブ・カード等について、企業の方々に更に活用していただきたいと考えております。

貴団体におかれましては、人材開発促進月間の趣旨等もご理解いただくとともに、事業主向け支援メニューのリーフレット「人材開発支援策のご案内」（別添）もご活用いただき、傘下企業事業主の皆様に対しまして、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

担 当：訓練室（永井）

電 話：052-688-5755

E-mail：[nagai-shinji@mhlw.go.jp](mailto:nagai-shinji@mhlw.go.jp)